

## 改正消費者安全法に係る施行規則・ガイドラインについて【概要】

### 【経緯】

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）において、**消費者安全法**（平成 21 年法律第 50 号）を改正

### 【施行規則・ガイドラインの策定】

・消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会開催  
・施行規則・ガイドラインについて、パブリックコメントを実施の上、策定（**133 名、305 件の意見を反映**）

### 【今後の予定】

**平成 28 年 6 月 12 日**までに改正消費者安全法施行（指定消費生活相談員については**平成 31 年 6 月 12 日**までに施行）

### 【主な事項】

※ 現行 3 資格：消費生活専門相談員（国民生活センター）、消費生活アドバイザー（日本産業協会）、消費生活コンサルタント（日本消費者協会）

## 1 消費生活相談等の事務の実施体制

### ○事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託

消費生活相談等の事務を民間委託する際の基準（施行規則）

- ① **消費者の権利の尊重及び自立の支援**に資するよう、受託事務を公正かつ中立に実施できるものであって、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他都道府県知事（市町村長）が適当と認めた者
- ② 委託を受ける事務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関との連携体制を確保
- ③ 委託を受ける事務を的確に実施するに足りる知識及び技術
- ④ 委託を受けた事務を統括管理する者を配置

委託先の選定に当たっての留意事項（ガイドライン）

- ① 消費者トラブルに直接的な利害関係を有する者又は有する可能性がある者を排除するとともに、過去の活動実績、消費生活相談・あっせん等の事務を積極的に行う意思・体制を確認
- ② 委託先の選定後に理由を公表
- ③ **適切なモニタリング**

### ○消費生活センターの組織運営等について内閣府令で定める基準を参酌して条例整備

消費生活センターの組織運営等の参酌基準（施行規則）

- ① 消費生活センターの名称、住所、相談日時の公示
- ② センター長及び事務を行うために必要な職員の配置
- ③ 資格試験合格者（みなし合格者を含む）を配置
- ④ **いわゆる「雇止め」の見直し**その他適切な人材及び処遇の確保に必要な措置
- ⑤ 職員に対する研修機会の確保
- ⑥ 情報の適切な管理に必要な措置

### ○都道府県は消費生活相談員の中から指定消費生活相談員を指定

指定消費生活相談員として必要な実務経験（施行規則）

- ・地方公共団体において消費生活相談の事務に**通算 5 年以上**従事

## 2 消費者安全確保地域協議会

### ○消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供

提供する情報の範囲等（施行規則）

- ① 地域協議会が行う見守り等の取組にのみ使用
- ② **特商法の措置に伴い取得した情報**を消費者庁から提供

### ○消費者安全確保地域協議会

・**国及び地方公共団体の機関、地域の関係機関、消費生活協力団体・協力員等により、協議会を組織**

協議会の設立（ガイドライン）

・地方公共団体の消費者行政担当部署が主導、組織運営要綱作成  
協議会の構成員（ガイドライン）

【福祉関係】

・市町村の福祉関係部局  
・地域包括支援センター、介護サービス従事者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会 等

【警察・司法関係】

・警察  
・法テラス、弁護士、司法書士 等

【教育関係】

・教育委員会 等

【事業者関係】

・商店街、コンビニ、農協、宅配事業者、金融機関、警備会社 等  
他分野のネットワークとの連携（ガイドライン）

・福祉、防災等、様々な**地域ネットワークと効果的に連携**

### ○消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間団体・個人から消費生活協力団体・協力員を委嘱

消費生活協力団体等の育成・支援（ガイドライン）

・消費生活協力団体等が協議会の構成員となることも想定  
・消費生活協力団体等となりえるような**消費者・消費者団体を地方公共団体が継続的に育成・支援**

## 3 登録試験機関

### ○内閣総理大臣は登録要件に適合する法人から申請があったときは登録試験機関として登録

試験科目（法律及び施行規則）

- ・①商品等及び役務の消費安全性に関する科目、②消費者行政に関する法令に関する科目（法律）
- ・③消費生活相談の実務に関する科目、④消費生活一般に関する科目、⑤消費者のための経済知識に関する科目（規則）

試験の一部免除措置（施行規則）

- ・試験申込時に、①現職消費生活相談員、②任用が決定、③遡って 5 年間に於いて通算 1 年以上の実務経験を有する者
- ・現行 3 資格保有者で、指定講習会の課程を修了した者

試験の水準確保（ガイドライン）

- ・**出題数の下限**（各科目 20 問、自由選択 50 問の計 150 問）設定等

## 4 経過措置等

### ○現行 3 資格保有者について、要件を満たす場合、消費生活相談員資格試験合格者とみなす経過措置

附則第 3 条第 1 項のみなし合格（経過措置府令）

・地方公共団体における消費生活相談の事務又はそれに準ずる事務に 1 年以上従事した経験を有する者

※ 法施行の日から遡って 5 年間に於いて、実務経験が通算して 1 年以上従事していない場合には、指定講習会の受講を条件

附則第 3 条第 2 項のみなし合格者（経過措置府令）

・指定講習会の科目及び講習時間等を規定

### ○消費生活相談員資格試験合格者と同等以上の専門的な知識・技術を有する者の要件明確化

都道府県知事・市町村長の判断のメルクマール（ガイドライン）

- ① **現行 3 資格**保有者
- ② 消費生活相談等の事務に従事し、**実績のある者**